

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託

2 業務の目的

桜島地域のデジタル弱者がデジタルツールの知識と活用能力を高め、デジタルデバイトの解消に繋げるため、町内会等各種団体と連携したデジタル教室を企画運営するもの。

3 業務の概要

(1) 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(2) 業務内容

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 予算額

792,000円（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

4 企画提案

別紙「仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目を企画提案書に明記すること。

(1) デジタル教室の企画・運営に関すること

- ① ニーズの把握方法
- ② デジタルツールの活用と普及の方法

(2) デジタル教室について

- ① 実施方法
- ② 実施内容

(3) 教室の効果測定について

- ① 教室の効果の検証方法
- ② 受講者へのフォロー体制

(4) 業務スケジュール

5 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月24日（水） 午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）

※持参の場合は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※郵送の場合は提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(3) 提出書類

提出する書類は以下のとおりとし、提出する書類の規格は、原則、A4版横、横書き、長辺綴じ、両面印刷（着色可）で、編纂については、ステープルや製本テープ等を用いず、クリップ留めにて提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 費用見積明細書（様式第5）

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

- ・ 正本の表紙には、住所、企業名及び代表者名を記入すること。
- ・ 副本には、住所、企業名、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 文章の補完のため、写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出先

〒891-1415

鹿児島市桜島藤野町1439番地

鹿児島市桜島支所総務市民課地域振興係

電 話 099-293-2346

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

6 質疑応答

- (1) この企画提案競技に関して質問がある場合は、質問書（様式第4）により、電子メールで送付すること。

ア 受付期間

告示日から令和6年7月3日（水）午後5時15分まで（期限厳守）

イ 受付電子メールアドレス

sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp

- (2) (1)に対する回答は、令和6年7月10日（水）までに、鹿児島市ホームページに掲載する。

7 提案内容の審査

鹿児島市市民局桜島支所契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書によるプレゼンテーション審査を通じ、提案内容を総合的に評価する。

企画提案書の提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類選考を実施する。また、プレゼンテーション審査については、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

- ① 日 時 令和6年7月31日（水）（予定）
- ② 内 容 プレゼンテーション20分、質疑10分程度（1者につき30分程度）
- ③ 留意事項

- ・ 開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・ プレゼンテーション審査において使用する資料は、「5(1) 提出書類」で提出した書類を使用することとする。

(2) 審査項目

- ① 企画提案書の提案内容
- ② 見積額及び費用の妥当性
- ③ 総合評価

(3) 審査方法及び最優秀提案者の決定

- ① プレゼンテーション審査において、提案内容の審査を行い、評価点が6割以上の最も高い者を最優秀提案者として決定する。
- ② 審査会参加者が1者の場合は、審査会における評価点が6割以上であれば、最優秀提案者として決定する。

- (4) 審査結果の通知
 審査結果は、個別に文書にて通知する。

8 企画提案競技の日程

以下の日程で行うものとし、予定とあるものは、概ねの時期を示すものである。

内容	日時等
告示	令和6年6月19日（水）
説明会	実施しない
質問受付	令和6年7月 3日（水）午後5時15分まで
参加申込書提出	令和6年7月 3日（水）午後5時15分まで
質問回答	令和6年7月10日（水）まで
企画提案競技参加決定通知	令和6年7月10日（水）まで
企画提案書提出	令和6年7月24日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和6年7月31日（水）（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和6年8月 5日（月）（予定）
契約締結	令和6年8月中旬（予定）

9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者を契約の相手方候補として速やかに協議を行い、契約内容の詳細を確定し、契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者が資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合で、契約締結に至らなかった場合は、次点提案者と協議を行う。
- (3) 契約の締結に伴う仕様書は、最優秀提案者による提案を基に、業務実施の具体的方法等について協議、調整を行い、作成する。なお、業務の実施に当たっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な指導、要請等に必ず応じ、誠実に対処すること。
- (4) 契約予定金額
 予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

10 留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 審査結果に関する質問には、一切回答しない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 鹿児島市は提出された資料について、企画提案競技審査以外に、提案者に無断で使用しない。
- (6) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (7) 審査書類提出から契約締結までの間に参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (8) 企画提案競技において、虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、契約締結の相手方としない。